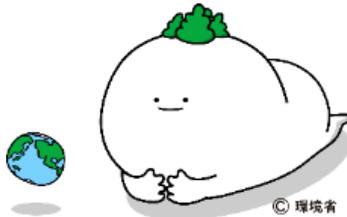


---

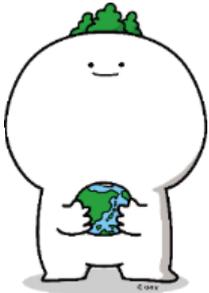
## 2. (3) その他 (報告)

---



「ネイチャーポジティブ」イメージキャラクター  
**だいたらポジー**  
DAIDARAPOSIE

ご利用はコチラ→



# 「ネイチャーポジティブ宣言」 発出団体限定ロゴマークについて



## ネイチャーポジティブ宣言の呼びかけ

2030生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）は企業、地方公共団体、NGO等をはじめとする様々なステークホルダーの皆様に「ネイチャーポジティブ宣言」の発出を呼びかけます。

### ■ 「ネイチャーポジティブ」

「ネイチャーポジティブ（自然再興）」とは、自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させることを意味します。2030年までに「ネイチャーポジティブ（自然再興）」を実現することが、2050年ビジョンの達成に向けた短期目標です。

「2030年ネイチャーポジティブ（自然再興）」の実現に向けて、人類存続の基盤としての健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持し回復させ、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げるために、これまでの生物多様性保全施策に加えて気候変動対策や資源循環等の様々な分野の施策と連携し取り組みます。

### ■ 「ネイチャーポジティブ宣言」

ネイチャーポジティブの実現に向けた第一歩として、ステークホルダーの皆様活動を表明していただく宣言です。

ネイチャーポジティブの実現には多様なステークホルダーの実践・協力・協業が必要です。ステークホルダーの皆様に、それぞれの想いを載せた宣言をしていただくことで更に一歩前進することができると考えております。

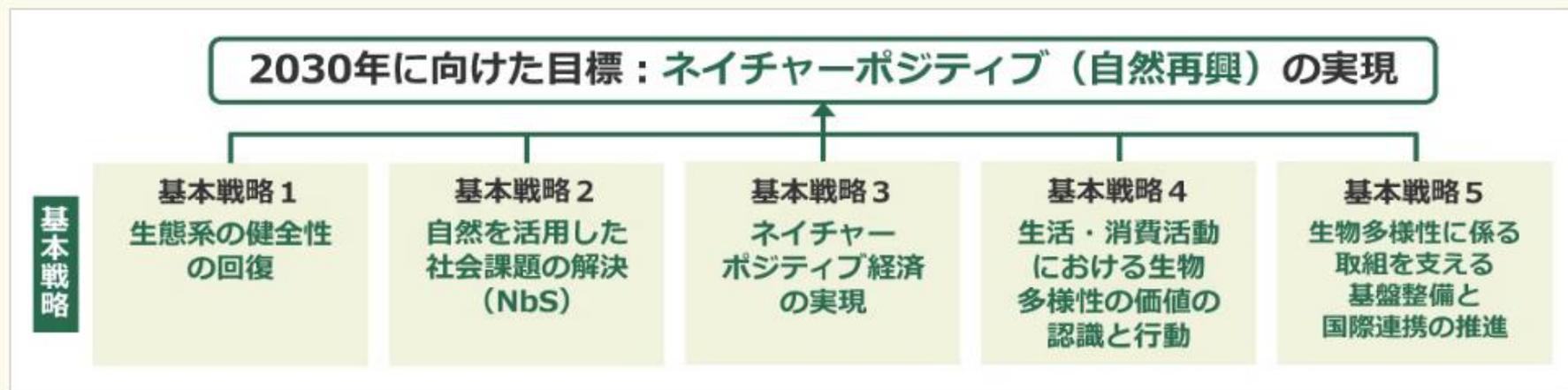
# 「ネイチャーポジティブ宣言」発出団体限定ロゴマークについて

## ■ 「ネイチャーポジティブ宣言」の発出、登録について

ネイチャーポジティブを目指す宣言を発出し、J-GBFにご登録をお願いします。

宣言のネーミングは、宣言される団体の自由としますが、“ネイチャーポジティブの実現を目指す“という意図を含むことが前提となります。

最小限の内容の目安としては、生物多様性国家戦略の5つの基本戦略の少なくとも1つに該当する内容を含むものとします。



## 宣言の登録方法

- 「ネイチャーポジティブ宣言ポータルサイト」より、「ネイチャーポジティブ宣言フォーム」に記入、送信してください。
- 登録された各団体の「ネイチャーポジティブ宣言」は、データベース化し、ポータルサイトに掲載します。
- 登録の方法、詳細は、以下ポータルサイトをご参照ください。

# 「ネイチャーポジティブ宣言」 発出団体限定ロゴマークについて

## ■ 「ネイチャーポジティブ宣言」 発出団体限定ロゴマークについて

「ネイチャーポジティブ宣言」を発出、登録した団体等は宣言の登録後にロゴデータが送付されます。このロゴマークは宣言を登録した団体等のみが使用することができます。なお、このロゴマークはネイチャーポジティブイメージキャラクター「だいだらポジー」を活かしたデザインとなっています。



## ■ ネイチャーポジティブ宣言ポータルサイト

[J-GBF ネイチャーポジティブ宣言](#) 

(外部サイトにリンクします)

※ 本サイトは、J-GBFからの委託により、国際自然保護連合日本委員会（IUCN-J）が運営します。

【お問い合わせ】 <https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/jgbf/naturepositive/promotion/>

# 「ネイチャーポジティブ宣言」 発出団体限定ロゴマークについて

## J-GBFネイチャーポジティブ宣言呼びかけロゴマーク

